

索道運送事業約款

(適用範囲)

第1条 当社の経営する索道事業に関する運送約款は、この運送約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令の定めるところによる。

2. 当社がこの運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約による。

(係員の指示)

第2条 旅客は、当社の係員が運送の安全と秩序維持のために行う職務上の指示に従わなければならない。

(運送の引受け)

第3条 当社は、次条の規定により運送の引受けを拒絶する場合及び第5条の規定により運送の制限をする場合を除いて、旅客の運送を引受ける。

2. 運転期間、運転開始及び終了時刻は、別に定め事業所、停留場等に掲示する。

(運送の引受けの拒絶)

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受けを拒絶する。

- (1) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
- (2) 当該運送に適する設備がないとき。
- (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するものであるとき。
- (5) 旅客が泥酔状態にある等運送の安全に支障をきたすと認められるとき。
- (6) 旅客が法令により持ち込みを禁止された物品を携帯しているとき。
- (7) 天災その他やむを得ない事由により運送上支障があるとき。
- (8) 旅客が係員の指示に従わないとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、正当な事由があるとき。

(運送の制限)

第5条 当社は、天候その他やむを得ない事由により運送上支障がある場合には、定員又は手回り品の制限をすることがある。

(乗車券類の所持)

第6条 旅客は、所定の乗車券類を所持しなければ乗車できない。

(乗車券類の発売)

第7条 当社は、乗車券類を出札所等において発売する。

(乗車券類の効力)

第8条 乗車券類は、券面記載の条件により使用する場合に限りその効力を有する。ただし、日数券及び時間券等は、当該乗車券を同一人が専有して使用する場合に限って有効とする。

2. 当社がその運賃を変更した場合、変更前において発売した乗車券類は、その券面表示運賃の額にかかわらず通用期間内は有効とする。

(乗車券類の無効)

第9条 次の各号の一に該当する乗車券類は、無効とする。

- (1) 通用期間を経過したもの。
- (2) 転売、転貸された乗車券又は旅客その他の者が改、変造した乗車券。
- (3) 使用者名の記載のある乗車券を、その記名人以外の者が使用したとき。
- (4) 不正な手段により取得したもの。
- (5) 書換え又は再発行した場合における原券。
- (6) 汚損はなはだしく券面表示事項の判読困難となったもの。

(乗車券類の提示及び入鉢等)

第10条 当社の係員は、旅客に対し乗車券類の提示を求め、これを確認、入鉢、切離し、又は回収する。

(運賃、料金及び適用方法)

第11条 当社が収受する運賃、料金及びその適用方法は、事業所又は出札所において掲示した運賃、料金及び備付けの適用方法による。

(運転中止の場合の運送途中の旅客に対する取扱い)

第12条 天災その他やむを得ない事由により索道の運転を中止した場合は、乗車券類を所持する旅客に対して運転再開後に当社の責任により必要な運送継続の措置を行う。

(割増運賃等)

第13条 当社は、旅客が次の各号の一に該当するときは、その旅客から所持している乗車券の運賃及び料金並びにこれと同額の割増運賃及び割増料金を申し受ける。

(1) 第9条の無効乗車券類を使用したとき。

(2) 乗車券類を不正乗車的手段として使用したとき。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、シーズン券等の乗車券を所持する旅客が第9条の規定によりそのシーズン券等の乗車券を無効とされたときは、別に定める規定により割増運賃を申し受ける。

(運行不能、遅延等の場合での運賃等の払戻し、その他の請求)

第14条 天災及び当社の責により索道の運転ができないときは、別に定める規定により払戻しを行う。

ただし、風、雨、雪、霧等により、輸送の安全確保のため一時的に運転を中止した場合は、この限りでない。

2. 運行不能若しくは遅延が発生した場合又は故障等により乗車することができない場合、前項に規定するものを除き、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、当社は旅客その他の申込者に直接あるいは間接的な損害が生じても一切の責任を負担せず、旅客その他の申込者は当社に対し何らの請求を行うことはできない。

(乗車券類の紛失)

第15条 旅客が乗車券類を紛失した場合において、当社がその事実を認めることができないときは、旅客は新たに乗車券類を購入しなければならない。

(乗車券等の再発行)

第16条 当社は、旅客の紛失した乗車券、回数券、日数券、シーズン券等については再発行しない。ただし、災害その他の事由によりその滅失の事実を証明する官公署発行の証明書を提出されたときは、旅客の請求により原券と同一の効力を有する新券を発行する。

(責任の始期及び終期)

第17条 当社の運送に関する責任は、旅客が搬器に乗車した時に始まり、下車した時をもって終わる。

(乗客の遵守すべき事項)

第18条 旅客は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 非常停止して運転再開ができないときは、救助方法等について車掌、係員の指示に従うこと。
- (2) 乗車中は禁煙のこと。
- (3) 搬器から飛び降り又は所定の位置以外で乗降しないこと。
- (4) 搬器を揺らさないこと。
- (5) その他安全運送を妨げる行為をしないこと。

(旅客に対する責任)

第19条 当社は、索道の運行によって、旅客が生命又は身体を害した際、次の場合、これによって生じた損害を賠償する責に任じる。

(1) 旅客が前条に定める事項を遵守している場合

(2) 索道の運行に関し、当社が法令に規定する注意を怠った場合、又は索道施設に欠陥若しくは機能の障害があった等の場合

(3) 事故が当該旅客又は当社の係員以外の第三者の故意又は過失によるものでない場合

(手回り品等に関する責任)

第20条 当社は、旅客の手回り品、その他の携帯品、その他身の回り品が滅失又はき損したことによって生じた損害については、賠償する責を負わない。

(旅客の責任)

第21条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの約款の規定を守らなかったこと等により当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求める。

(管轄裁判所)

第22条 当社の索道運送について紛争が生じた時の管轄裁判所は、当社の所在地を管轄する裁判所とする。

大日株式会社

制定 平成27年11月2日

改定 平成30年4月1日

WEBサイトでもご覧いただけます

